

○岡山市葬祭場の建築等に関する指導要綱

平成23年12月28日

市告示第928号

改正 令和4年11月2日

市告示第727号

(目的)

第1条 この告示は、葬祭場の建築等及び管理運営に関し、必要な指導内容を定め、関係者が相互の立場を尊重し、誠意を持って協力するよう努めることにより、紛争を未然に防止し、良好な市街地の環境保全及び形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 葬祭場 業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会場（神社、寺院、教会その他これらに類するものを除く。）をいう。

(2) 葬祭場の建築等 葬祭場を新築し、増築し（葬儀又は告別式が行われる部分の床面積が増加する場合に限る。）、改築し、若しくは移転し、又は用途変更により葬祭場とすることをいう。

(3) 事業主 葬祭場の建築等又は管理運営をしようとする者をいう。

(4) 周辺関係住民等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 葬祭場の敷地境界線から水平距離が100mの範囲内にある土地の所有者並びに建築物の所有者及び占有者であって、現に占有し、使用しているもの

イ アに規定する範囲にその全部又は一部の区域が含まれる町内会の代表者

(5) 関係者 事業主及び周辺関係住民等をいう。

(事業主の責務)

第3条 事業主は、葬祭場の建築等及び管理運営に当たって、良好な市街地の環境保全及び形成に十分配慮するよう努めなければならない。

(周辺関係住民等の責務)

第4条 周辺関係住民等は、事業主から葬祭場の計画内容等について説明の申出があった場合は、これに応じるよう努めなければならない。

(事前協議)

第5条 事業主が葬祭場の建築等をしようとするときは、次条の規定による標識の設置を行う前に、事前協議書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、当該建築等の計画の概要及びこの告示に定める事項について協議しなければならない。

- (1) 葬祭場建築計画概要書(様式第2号)
- (2) 付近見取図(近傍に駐車場を設ける場合は、その位置図を含む。)
- (3) 配置図(駐車場位置図を含む。)
- (4) 各階平面図
- (5) 立面図(二面以上)
- (6) 委任状(代理人が手続を行う場合に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(計画の公開等)

第6条 事業主は、葬祭場の建築等の計画の概要を周辺関係住民等に周知するため、当該建築予定地の見やすい場所に、当該建築計画の概要及び配置図を記載した標識(様式第3号)を設置しなければならない。

2 前項の標識は、前条に規定する事前協議の後、法第6条の2第1項の規定による確認の申請(以下この項において「確認申請」という。)の手続を行おうとする日の少なくとも30日前から(確認申請の手続を必要としない場合は、次条の規定による説明会等を行う日の前日から)第11条の規定による工事完了の報告をする日まで設置しなければならない。

3 事業主が、第1項の標識を設置したときは、速やかに標識設置報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(周辺関係住民等への周知等)

第7条 事業主は、前条の規定による標識を設置した日の翌日から起算して10日以内に、周辺関係住民等に対し、その計画内容について説明会等の方法により周知するとともに、

周辺関係住民等の理解を得るように努めなければならない。

2 事業主は、前項の説明会等を行ったときは、速やかにその状況を事前説明報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

（関係者の協議等）

第8条 関係者は、そのいずれか一方から葬祭場の環境整備事項、管理運営事項等について協議を求められたときは、これに応じる努力をするとともに、協議の内容について協定の締結に努めなければならない。

2 関係者は、葬祭場の建築等及び管理運営に関して生じた紛争について、相互の立場を尊重し、誠意をもって解決するよう努めなければならない。

（環境整備事項）

第9条 事業主は、葬祭場の建築等をしようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めなければならない。

（1） 歩行者及び自動車の通行その他交通環境に支障を来さないこと。

（2） 自動車駐車場は、葬祭場の立地及び規模に応じた台数を当該葬祭場の敷地内又はその近傍地に確保すること。

（3） 霊柩車、マイクロバス等葬儀用車両の発着場所を葬祭場の敷地内に確保すること。

（4） 葬祭場の形態及び意匠について周辺の景観と調和させること。

（5） 葬祭場の建物等を配置するに当たり、葬祭場の敷地周囲には、植栽、目隠しフェンスの設置等の方法により隣接地への配慮すること。

（6） 葬祭場の敷地内は植栽等により緑化すること。

（管理運営事項）

第10条 事業主は、葬祭場の管理運営について次に掲げる事項に適合するよう努めなければならない。

（1） 供花、花環等は、原則として建物内に設置すること。

（2） 葬祭場での告別式等は、葬祭場の敷地内で行うこと。

（3） 葬祭場から生じる音、臭い等については、周囲に影響のないよう防音、防臭等に配慮すること。

(4) 敷地周辺の道路の状況により交通渋滞等が予測される場合は、会葬者に対し、自動車による来場を自粛するよう指示するとともに、適切な安全対策を講じて事故の防止を図ること。

(5) 敷地内及びその近傍地に設ける広告物等は、周囲の景観に配慮したものとすること。

(6) 施設の管理運営を適切に行うとともに、周辺関係住民等から管理運営について苦情があった場合は、誠意を持って速やかに対応すること。

(工事完了の報告)

第11条 事業主は、葬祭場の建築等が完了したときは、遅滞なく工事完了報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(計画変更及び地位の承継)

第12条 事業主は、葬祭場の建築等の計画を変更しようとするときは、速やかに計画変更届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 事業主が葬祭場を譲渡し、又は賃貸する場合は、第8条第1項の規定に基づき締結した協定の内容等について譲渡人又は賃借人に承継し、これを遵守させるよう努めなければならない。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示は、施行日以後に葬祭場の建築等を行う者（施行日の前日までに建築等の工事又は用途の変更の工事に着手した者を除く。）について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山市葬祭場の建築等に関する指導要綱の様式により提出し、又は設置された書類又は標識は、この告示による改正後の岡

山市葬祭場の建築等に関する指導要綱の様式により提出し，又は設置された書類又は標識とみなす。